

「芭蕉」という利権（一）

要 旨

安永三年に出版された小本『俳諧七部集』は折からの芭蕉ブームにも支えられ、八十年以上にわたる大ヒット商品となった。従来この書については本文に信が置き難いという理由で、資料的な評価は決して高くはない。しかし、近世の本屋にとって「芭蕉」は利権であったという観点から見直す時には、また別の価値が与えられる。この稿は、小本七部集を通じて「芭蕉」という利権の大きさを浮き彫りにしてみようという試みである。なお、今回は小本七部集の正板のみを扱い、重板（海賊版）については次稿で取り上げることにした。

はじめに

安永三年に江戸京の五軒相板で出版された『俳諧七部集』は、それまで単行本として別々に販売されて来た半紙本の七部の書、すなわち『冬の日』『春の日』『あらの』『ひさし』『猿蓑』『炭俵』『統猿蓑』を、小本二冊にまとめたもの。七部の書の各初版本からは遠い位置にあり、

*
永 井 一 彰

七部集の正確な本文を求める立場からは「底本としての資料には一向に役に立たぬ書」（昭和二十五年刊日本古典全書『俳諧七部集』解説）とされて来た。しかし、その「役に立たぬ書」が半紙本の七部集や他の芭蕉関係の書などとは比較にならぬほど大量に出版されたらしいことは、版本の収集を手がけた研究者には共通する印象としてあり、そこから「廉価で軽便な同書は大ヒットし、芭蕉復興の環境作りに決定的な役割を果たした」（平成七年刊『俳文学大辞典』）という別の見方も生まれて来る。が、それ以上に評価されることはない。要するに、小本『俳諧七部集』についての俳諧研究史上の評価は概して高いとは言えず、無視は出来ないが取るに足りない資料、というのが大方の見解であったと言つてよからう。

ところで、筆者はここ数年の間に、『おくのほそ道』『芭蕉翁発句集』『奥細道音孤抄』『冬の日注解』などの芭蕉関係の書物の板木の発見に立ち会うことになった。それらの板木の伝来経路つまり板権の移動を調べていると、浮かび上がって来るのが芭蕉関係の書物は近世の本屋にとって魅力的な商品であったという事実である。そもそも、恒久的な需要を見こめる往来物などの実用書や仏書などとは違って、やはり

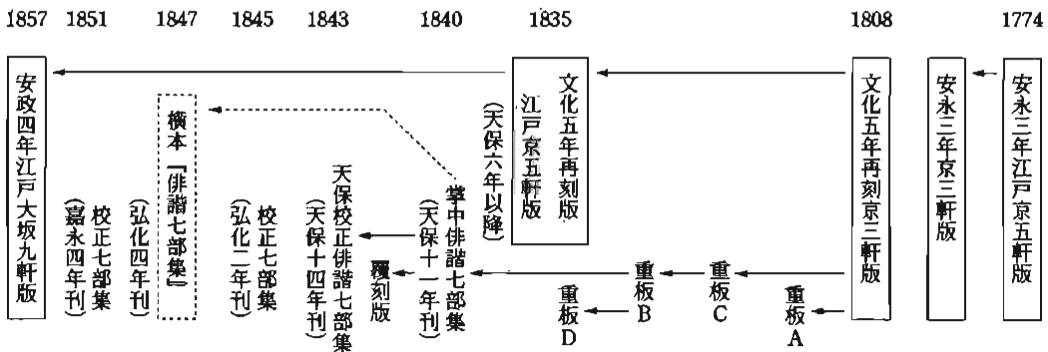
すたりの激しい文学作品の板木は、その作品が売れなくなるとたちまちに削られ別の本の板木として再利用されたと考えられる。同人誌的な性格を持つ俳書の場合、その傾向は一層顕著であったろうことも想像に難くない。そういった出版事情の中にあつて『おくのほそ道』などの板木が現在に残つて来たのは、それが本屋に確実に利益をもたらしてくれる商品だったからである。近世の本屋にとつて「芭蕉」は商品なのであつて、芭蕉関係の書物の板権を握ることは大きな利権を手に入れることと同義であつたと言つてもよからう。その観点から見直す時、「役に立たぬ書」と一蹴されがちだった小本七部集にはまた別の資料的価値が与えられねばならない。

下段の表1は、管見に入つた小本七部集と、それに関連する掌中本・横本七部集を正板と重板（海賊板）に分け、その流れを整理したものである。

囲みに入れたものが正板で、それ以外は重板である。安永三年に江戸京五軒版として出発した正板は、文化五年に京三軒版として再刻されたあと、天保六年頃に江戸京五軒版となり、安政四年の江戸大坂九軒版に至る。つまり、正板は八十年以上にわたつて出版されたのであるが、その様相は必ずしも単純ではない。というのは、安永版そのものもともとと重板問題を孕んでいたからであり、そのことが後の板権移動にも複雑に絡んで来ることになるからである。一方、重板の流れはどうか。安永三年江戸京五軒版の出版期間は文化五年までの三十四年間に及ぶ。この間は寛政五年の芭蕉百回忌をささみ、芭蕉賛仰熱が

かつてない高まりを見せた時期なのだが、不思議なことに安永版の重板らしきものは見当らない。ところが、文化五年に京三軒版として再刻されると、まるで籠がはずれたように江戸表を中心に重板が続出するのである。それは、文化再刻の正板を刊記部を含めてそっくりそのまま模して小本二冊とした重板A・C・Bに始まり、刊記部を省いた小本二冊の重板D、掌中本二冊に仕立て直して目先を変えた天保十一年刊の『掌中俳諧七部集』とその覆刻版、同じく掌中本で『おくのほそ道』を付録に添えて三冊とする天保十四年刊『天保校正俳諧七部集』、三ツ切横本一冊の弘化二年刊『校正七部集』、横本二冊の嘉永四年刊『校正七部集』と続き、実に九種類にもなる。芭蕉関係の書物で

表1



これだけ多くの重板を持つものは、他にはない。というより、近世に成立した文学作品で五十年程の間にこれだけの重板が作られたものは他に例を見ない。この事實は、「芭蕉」という利権が近世の本屋にとっていかに大きなものであったかを示して余りある。正板、重板を含めて、安永三年以来八十年以上にわたって出版され続けた小本七部集は、「芭蕉」という利権を象徴する出版物として見直す必要がある。

この稿は、いわば小本七部集を通じて「芭蕉」という利権の大きさを浮き彫りにしてみようという試みである。原稿が大部になることが予想されるので、今回は正板に限ってまとめ、重板については次稿にまわすことにしたい。なお、表1のうち破線で困った弘化四年刊の横本『俳諧七部集』は、板権を持っている本屋が出したということから言えば正板なのであるが、実はこの本は重板である『掌中俳諧七部集』を被彫りにして作られたという奇妙なもの。頻出する重板に対抗するための苦肉の策より出たと思われるが、この本については重板との関わりで次稿に取り上げることにはしたい。

安永三年江戸京五軒版

概略

最初に安永版の概略を示そう。図版1が表紙で、薄浅葱色系の布目地表紙の左肩に単辺白地題簽を貼るのが一般的な装丁。図版2は、上巻冒頭部の水母散人こと堀保己一の序文。丁付はノドに「序寛、序式」

とあり、壹丁表と式丁の裏は余白。図版4の右側は、下巻末に添えられた大鵬館主人こと大田南畝の跋文裏。この丁には丁付がない。左側が後表紙見返し貼付の刊記で、

安永三年甲午冬十一月吉旦

東都書肆 山崎 金兵衛
 京都書肆 富田 新兵衛
 西村市郎右衛門
 皇都書舗 野田 治兵衛
 井筒 庄兵衛

とあり、江戸京五軒相板の形をとる。本文の丁付は各集別にノドに次のように入れる。参考までに下段に丁数を記す。

冬の日	フ	一	ハ	フ	九
春の日	ハ	一	ハ	ハ	九
あらの	ア	一	ハ	ア	四十二
同員外	イ	壹	ハ	員	十七
ひさご	ヒ	一	ハ	ヒ	十
猿蓑	サ	一	ハ	サ	三十六
炭俵	ス	一	ハ	ス	三十三
続猿蓑	ソ	一	ハ	ソ	四十

図版3は「春の日」の冒頭部であるが、この図からも分かるように各集とも見開きで始まるように仕立てられ、第一丁の表はすべて余白とする。つまり、各集につき半丁、全体で三丁半の無駄が生まれるわ



図1 安永版表紙 (家蔵本②)

原寸×0.65

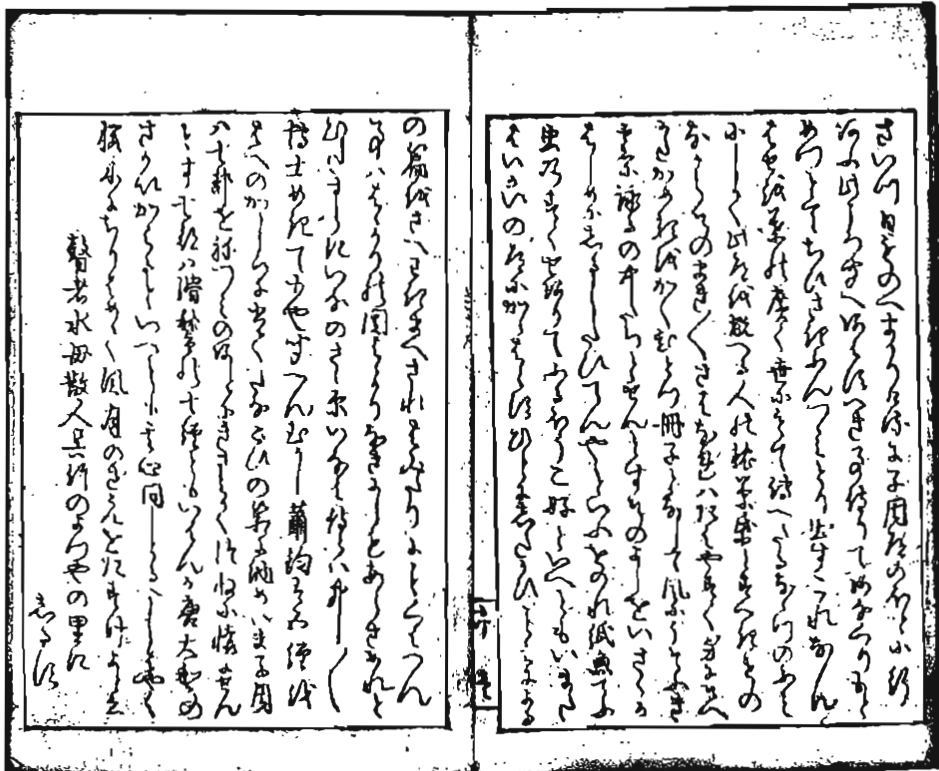


図2 序文 (家蔵本①)

けで、百部刷つたとするとその無駄は三百五十丁に及ぶ。そういう目で見ると、一丁で収まる序文にわざわざ二丁をさいていることも無駄と言えは無駄である。七部集の収録順は次に示すように、本によって異なる。管見に入った安

永版を表2として一覽表にしてみよう。なお、表で雲英本としたのは雲英末雄氏蔵本、芭蕉本は伊賀上野芭蕉文庫蔵本、竹冷本は東大竹冷文庫蔵本、綿屋本は天理大学附属天理図書館綿屋文庫蔵本、加藤本は加藤定彦氏蔵本のこと、竹冷本・綿屋本は分類番号で示し、他は筆者が便宜上付した番号による。

表2

		上巻		下巻	
*雲英本⑦	フハアイヒ	欠	欠	欠	欠
*芭蕉本②	フハアイヒ	サソソ	サソソ	サソソ	サソソ
芭蕉本①	フハアイヒ	サソソ	サソソ	サソソ	サソソ
竹冷本 688	フハアイヒ	サソソ	サソソ	サソソ	サソソ
綿屋本 162	欠	サソソ	サソソ	サソソ	サソソ
*雲英本①	フハアイヒ	サソソ	サソソ	サソソ	サソソ
*加藤本①	フハアイヒ	サソソ	サソソ	サソソ	サソソ
*家蔵本⑤	欠	サソソ	サソソ	サソソ	サソソ
家蔵本⑥	欠	サソソ	サソソ	サソソ	サソソ
綿屋本 162	フハアイヒ	サソソ	サソソ	サソソ	サソソ
綿屋本 162	フハアイヒ	サソソ	サソソ	サソソ	サソソ
加藤本 100	フハアイヒ	サソソ	サソソ	サソソ	サソソ
加藤本④	フハアイヒ	サソソ	サソソ	サソソ	サソソ
家蔵本①	フハアイヒ	サソソ	サソソ	サソソ	サソソ
雲英本③	フハアイヒ	サソソ	サソソ	サソソ	サソソ
雲英本②	フハアイヒ	サソソ	サソソ	サソソ	サソソ
家蔵本④	フハアイヒ	サソソ	サソソ	サソソ	サソソ
家蔵本③	フハアイヒ	サソソ	サソソ	サソソ	サソソ
雲英本⑤	フハアイヒ	サソソ	サソソ	サソソ	サソソ
加藤本②	フハアイヒ	サソソ	サソソ	サソソ	サソソ
雲英本④	フハアイヒ	サソソ	サソソ	サソソ	サソソ
加藤本③	フハアイヒ	サソソ	サソソ	サソソ	サソソ

蕉門俳書目録		載文堂藏板	
みどり栗 共角輯 二冊	新二百韻 三冊	新三百韻 三冊	新三百韻 三冊
續みどり栗 同輯 二冊	丙寅化行 風藻集 一冊	新山家 子角輯 一冊	新山家 子角輯 一冊
花津み 同輯 二冊	妻乃日 越人 一冊	妻乃日 越人 一冊	妻乃日 越人 一冊
続みどり栗 湖十輯 二冊	折 延 宋端 一冊	折 延 宋端 一冊	折 延 宋端 一冊
我乃ぬく 龍吉輯 二冊	七部集 小本 一冊	七部集 小本 一冊	七部集 小本 一冊
加乃合 手抄 二冊	千載堂百歌仙集 五冊	千載堂百歌仙集 五冊	千載堂百歌仙集 五冊
皮笠抄 涼菟輯 二冊	小傘 一冊	小傘 一冊	小傘 一冊
	七部集 小本 一冊	七部集 小本 一冊	七部集 小本 一冊
	貞徳槍 貞徳 一冊	貞徳槍 貞徳 一冊	貞徳槍 貞徳 一冊
	山崎の露 三冊	山崎の露 三冊	山崎の露 三冊
	下弁集 一冊	下弁集 一冊	下弁集 一冊
	毛吹く 五冊	毛吹く 五冊	毛吹く 五冊
	同途加 三冊	同途加 三冊	同途加 三冊

図5 載文堂藏板目録

①・加藤本①・家藏本⑤の巻末には、図版5に示したように、載文章こと西村市郎右衛門の蔵板日録一丁が添えられている。西村の出版活動の下限は「天明五年頃」（平成十一年刊『日本古典籍書誌学辞典』）とされるから、この目録を添える四本は比較的早印に属すると考えて良い。収録順で分類してみると、

- I フハアイヒ サスン
- II フハアイヒ サンス
- III ハフヒサン スアイ
- IV ハフヒアイ ×

の四種に分けられるが、板面の様子・入木などから考えて、七部集のもともとの成立順に並べるI型のものが早くに出て、II型がそれに続き、III・IV型は後刷と認めてよさそうである。このうち、I型の本について少し詳しく触れておこう。初版と目されるのは雲英本④であるが、残念なことに上巻のみの零本で、虫損甚しく題簽も失われている。芭蕉本②は、改装合綴された一冊本で題簽も元のものではない。従って、元の収録順はわからないが、前後の本から同じであったと判断される。芭蕉本②の上巻相当部分「フハアイヒ」は、雲英本④と同板。ただし、芭蕉本②には二十数箇所の入木修正がある。これに次ぐのが芭蕉本①であるが、この本は他と違い薄灰色布目地表紙の中央上部に薄黄色地単辺題簽を貼るといふ特異な装丁を持つ。参考までに図版6としてあげておく。この芭蕉本①を芭蕉本②と較べてみると、「冬の日」の三〜九丁、「春の日」の八・九丁、それに跋文の板木が彫り替

えられている。また、新たに五十数箇所の入木修正も認められる。竹冷本688

は芭蕉本①と同板で、このあと板木に手が加えられることはなく後刷本に及んでいく。ごく早い時期に行なわれた板木の彫り替えの理由はよくわからない。二次にわたる入木は「而已」を「而已」とするなど、既ね誤字や誤写を修正する意図に出るものである。

成立

さて、この安永版小本については今まで京の井筒屋が主板元となっ



図6 芭蕉文庫本① 表紙

て出版されたと考えられて来た。新日本古典文学大系『芭蕉七部集』の解説「七部集の書誌」で、加藤定彦氏が「井筒屋が版元となって普及版『俳諧七部集』を刊行する際には云々」とされるのは、その代表的なもの。安永三年の段階で単行半紙本七部集のうち『春の日』の板権は西村が、他の六部の板権は井筒屋が握っていたという事実を踏まえれば、そのように考えてしまうのは当然であろう。全部揃えれば十二冊にもなる半紙本に対して、小本を「普及版」とするのも井筒屋主板元と考えるところから来ている。そして、安永版小本の刊記に板権所有者である二軒の名前が明記され、さらに小本七部集の刊記の年月にはば一年遅れて、江戸本屋仲間の『割印帳』の安永四年九月廿七日の条に、

安永三年十一月
俳諧七部集 全式冊
同式百一丁

板元 京 井筒屋庄兵衛
売出 山崎 金兵衛

とあるところからすれば、井筒屋主板元説は疑う余地はないかに見える。井筒屋・西村と並んで、井筒屋とは極めて縁の深い野田治兵衛と橋屋の名前が出ることに何ら不審はない。また、江戸の山崎金兵衛は「割印帳」によれば宝暦七年から文化四年にかけて活躍をした本屋で、その五〇年間に板元・売出しを併せ三三七七点の書物の出版に関わった人物である。上方版の売り出しを引き受けることが多く、いま宝暦七年から安永三年十一月の間に限って拾い出してみると、大坂もの20点、京都もの36点の売出しを委託された実績を持つ。橋屋・井筒

屋との縁もあり、そもそも山崎の出版活動の始まりは宝暦七年の橋屋刊『俳諧向双談』（正しくは「誹諧衆議」。「割印帳」の誤写）の売出しであった。以降、明和六年には橋屋・井筒屋相板『誹諧何鏡』の、明和七年には橋屋刊『類題発句集』の、そして安永三年七月には井筒屋刊『芭蕉翁発句』の売出しを任されている。この経歴からすれば、安永版小本七部集の販売委託先として名前が出て来ても、やはり不思議ではない。小本七部集成立の鍵を握るのは残りの一人、富田新兵衛である。この人物については長澤和彦氏の最新の論考「書肆富田屋新兵衛」（近世文芸研究と評論61号）があり、それを手がかりに必要なことがらだけを整理してみよう。本名、貴親。字、子周。狂名、文屋安雄。享和三年六月三十一日没、享年不明。江戸市ヶ谷左内坂下で本屋を営み、屋号は富田屋・會尚堂の他、次にあげるようにさまざまな偽名を用いる。「割印帳」などにもその名は見えず、本屋仲間にも加わっていないが、小本七部集以外に次の書物を出している。

出版年	書名	著者	内容	書肆名
安永三	たから合の記	左内	狂文	
四	甲駅新話	南畝	洒落本	新甲館
五	評判茶白芸	南畝	評判記	湯銭八文字屋
五・六	世説新置茶	南畝	洒落本	
六	梅花新駅	菅江	洒落本	新甲堂
六・七	名とり酒	未詳	洒落本	川口阿昞房
八	粋町甲園	南畝	洒落本	

なお右以外にも、安永末頃の刊と見られる洒落本『駅舎三友』（記

南子著）『道中粹語録』（南畝著）は、それぞれ「板元が富田屋新甲堂である可能性の大である」（洒落本大成九巻解題）「本書の初板の板元が新甲堂でないとは断言できず」（同十巻解題）とされるものがある。また、『名とり酒』の巻末広告に見える『新驛名伎大全』『時酒配盃』『婦多瀧家和』は出版が確認されていないが、富田の企画であることは間違いない。要約すれば、富田新兵衛は安永期の南畝の周辺に居て、公け筋には出しにくい性格を持つ洒落本などの出版を手がけていた人物ということになる。

話を小本七部集に戻そう。その序文に保己一が記すところによれば、この安永版小本は「子周」すなわち富田新兵衛が、「此道を翫べる人の枕草紙とすべき」「ばせを葉の広く世にもて伝へたるな、つのふみ」を「ひとつ冊子となして、風にうそぶき雲に詠る中だちとせん」という意図のもとに編集したものであると言う。そして、跋文筆者の大鵬館こと南畝が後に『七部大鑑』（文政六年刊）に寄せた序文で、自ら「いにし安永のはじめ、市谷の書肆會尚堂来りて、誹諧七部集を一書に書くれよと乞ふままに、冬の日の短句、春の日の長句を炭俵の口とくとく、ひさごのつるの長々と書おくりぬ」と語るごとく、富田の依頼を受けて七部集を小本二冊に清書したのは南畝であったことが知られる。念のために安永版小本の板下を検分してみると、序・本文・跋ともすべて同筆で、南畝の筆蹟と見て間違いなさそうである。安永版小本は富田の依頼を受けて南畝が清書したものであった。では、それは誰の指示によるものか。今まで通り井筒屋主板元説に沿えば、井筒

屋がわざわざ江戸の、しかも本屋仲間にも加入していない富田に依頼してということになるが、それは余りにも不自然である。そもそも井筒屋と西村で独占出来たはずの七部集の利権を、そのような煩瑣かつ不自然な手続きを踏んで、縁もゆかりもない江戸の本屋に分ち与える理由がない。そう考えてくると結論は一つ、安永版小本は井筒屋・西村ら板権所有者の意志とは全く関わりなく、江戸で富田が勝手にこしらえたものであったということになる。それを思わせる記事が京都本屋仲間の記録に残されている。次に、「上組済帳標目」から小本七部集の重板についての記録を、それに関連するものも含めて年代順に抜き出してみよう。なお、翻字に際しては旧漢字・異体字は通行の字体に改め、適宜句読点を補ってある。

安永三年午五月より九月迄

一 誹諧春の日、江戸表^二重板出来。西村市郎右衛門より売留、口上書出。付、売留、廻状出し候事。

安永三年甲午九月より未正月迄

一 誹諧春の日の義^二付、江戸行事中より書状到来。并、吉文字や次郎兵衛より口上書。右^二付、当地より返答書。并、西市より返答書。

一 誹諧七部之書、江戸表武家方^二おみて小本^一いたし板行有之候^二付、相対之上板木并摺置有之本共、不殘京都板元^二被下候一件。

安永四年乙未正月より五月迄

一 誹諧春の日の義_ニ付、江戸表より書状到来。并、返事。

安永四年未五月より九月迄

一 誹諧春の日、江戸京両板共、無滞売買通用之事。

文化六年巳五月より九月迄

一 西国誹諧七部集、板行出入一件。并、右_ニ付大坂塩屋忠兵衛不
埒取計之始末、大坂行事之記録、書写留候事。

文政六年未九月より同七年申正月迄

一 誹諧七部集小本、於江戸重板出来。右_ニ付、板元より口上
書。并、江撰両地書状往返之事。

文政八年酉正月より五月迄

一 誹諧七部集小本、先達而江戸表_ニ重板出来候処、今度事済、重
板之板木引取一件。同江戸行事と返書。

従天保三年辰正月至同五月

一 菱屋徳右衛門より、誹諧七部集小本、先年江戸_ニ重板出、此節
尤流布致候_ニ付、売留之頼出候_口上書。

天保十亥年自九月至子正月

一 十三日 江戸より、甲州表誹諧七部集小本重板義付、書状到
来。

一 十九日 江戸_ハ七部集重板雜費料共、返事下ス。

天保十一子歳自正月至五月

一 江戸表_ハ七部集重板義_ニ付、書状下ス。

一 四月五日 江戸より七部集重板登り、書状到来。

天保十一子年自五月九月至

一 六月〇日 江戸_ハ七部集一件、礼状遣_ス。

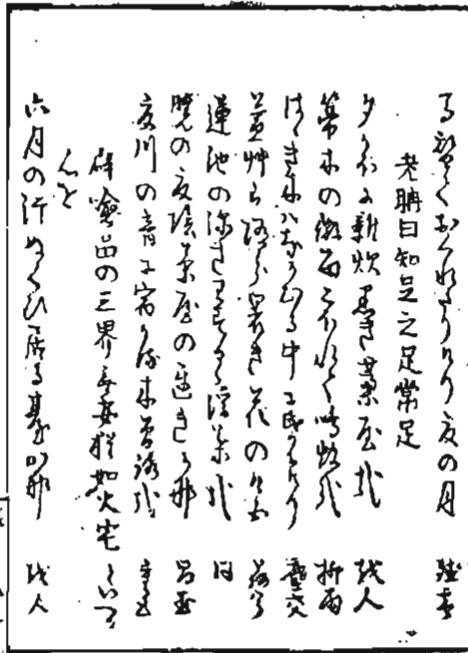
最初に取りあげた表1と対応するかの如く、文化六年以降天保十一年にかけて小本七部集重板の件が頻出する。それはしばらく措き、注目すべきは安永三年甲午九月より未正月迄の条に見える次の記録である。

誹諧七部之書、江戸表武家方におゐて小本にいたし板行これ有り候に付き、相對之上、板木並びに摺置きこれ有る本共、残らず京都板元へ下され候一件。

先ず、この一件が記録された時期が、安永版小本の刊記「安永三年甲午冬十一月」とほぼ重なることに注意する必要がある。今まで通り安永版が井筒屋を中心に京で仕立てられたと考えると、同時進行的に江戸で重板が用意されていたことになってしまいが、それもやはり否定されねばならない。ここに見える「誹諧七部之書」「小本にいたし」という言いまわしは、後の文政六年・八年・天保三年・十年の「誹諧七部集小本」という熟した表現とは明らかに異なる。「小本にいたし」という言い方は、「小本」という形式が京の板元の意表をつくものであったこと、つまりこの時期に京の板元には小本が用意されていないことを意味する。この安永三年の条に記録される「小本」こそが安永版そのものではなかったろうか。「江戸表武家方」とあるのも、

南畝が関わっていたことと符合する。ちなみに「蕉門俳書集・五」（昭和五十九年勉誠社刊）の『波留漫目』の解説において、加藤定彦氏は諸本調査の過程で安永版小本にも踏みこまれ、安永版小本収録の「春の日」の底本に江戸の春秋堂（吉文字屋次郎兵衛）が出した重板半紙本が使用されていることをつきとめられて、次の疑問を呈しておられる。

安永三年『俳諧七部集』を刊行するに当って、西村市郎右衛門が加わっていないながら、『春の日』の底本に西村版を用いず、何故春秋堂版を用いているのか、首をかしげざるをえない。（略）まだ版面の磨耗の進んでいない正体不明の春秋堂版を原刻版と誤認し、採用してしまったためだろうか。



安永版 春の日 8丁裏

氏はその後も、前引「七部集の書誌」でもその見解を踏襲しておられるが、安永版小本が京の板元とは関わりなく江戸で仕立てられたものであってみれば、これもごく自然に理解出来ることである。要するに、富田なり南畝なりが手近にあった春秋堂版を使ったというに過ぎなかったのである。

安永版小本が井筒屋や橋屋といった手馴れた本屋の工房から生まれたものではないという証拠は他にもある。図版7を御覧いただきたい。その上段は安永版小本収録の「春の日」八丁裏、下段は文化再刻版の同一箇所である。後で述べるように、文化再刻版は橋屋の工房で成ったものと考えられるが、上下を見比べてみると、板下の整え方が明らかに違うことに気付く。安永版は句脚の部分が不揃いで、しかも末尾

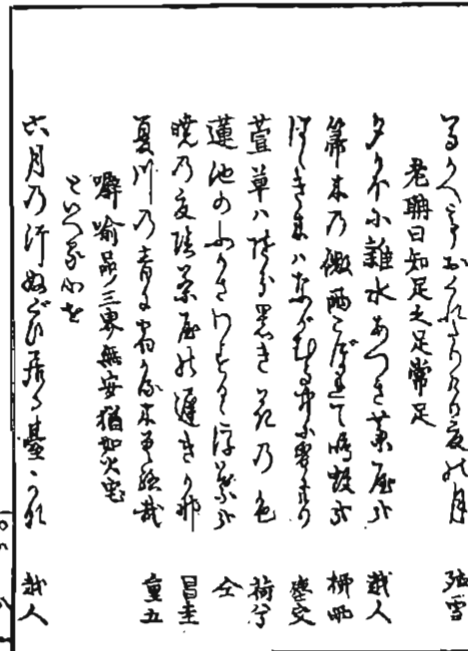


図7 文化版 同一箇所



図8 寛政版『芭蕉翁発句集』板木拓本

の句の前書一行目がだらしなく下の方までみ出してしまっている。それに対し、文化版の方は句脚部を揃えようとする意識がはっきり見えてとれるし、前書一行目もほぼ句脚部に合わせて、下の作者名との間に空白を設けた収め方になっている。また、安永版は板下筆者南畝の書き癖にもよるのであるが、文字が左右の行間にはみ出しがちであるのに対し、文化版の方には行間をすっきりさせようとする配慮が見られる。この違いは板下を整える段階で板木を彫る工程が念頭にあるかないかの違いである。どちらが彫りやすいかは言うまでもなからう。ちなみに図版8は、井筒屋・橘屋の相板になる寛政元年刊小本『芭蕉翁発句集』の板木拓本である。上下及び行間の大きな空白部をさらえておいて、句と句の間の狭い所に縦に刀を通し、そのあとで細部を彫って行ったであろうことは容易に想像がつく。図版9は、寛政版のもの

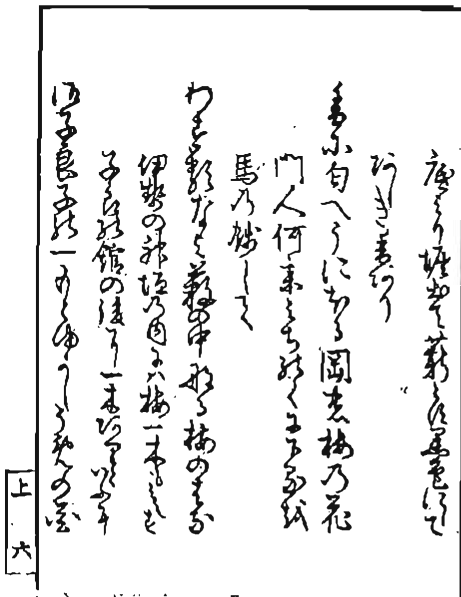


図9 安永版 同書

とになった安永五年井筒屋刊の小本『芭蕉翁発句集』の上巻六丁裏。末尾の句の前書二行の下部を詰めて書き句脚部を揃えてあるが、これもまた彫りの工程を踏まえての配慮である。これらはわかりやすい例をあげたに過ぎないが、他にも井筒屋・橋屋が出版に関わった安永三年刊『類題発句集』、享和三年刊『俳諧統七部集』などにあっても、彫りの工程を念頭において板下が仕立てられている。安永版小本七部集には全体的にその配慮が乏しく、井筒屋・橋屋といった手彫れた本屋の工房から生まれたものでないことは明白である。先に不審として指摘しておいた安永版小本七部集の無駄な余白の問題も、おそらくこのことと関わってくる。小本七部集のいわば統篇として企画された享和三年刊『俳諧統七部集』は、『深川』『卯辰集』『韻蹊』『刀奈美山』『有磯海』『芭蕉庵小文庫』『千鳥掛』の七点を小本二冊に割りふって収める。このうち『深川』のみが第一丁の表を余白とするも、他はすべて第一丁の表から本文を起こしている。また、闌更の序文も一丁の表裏に収めて、無駄がない。安永版小本七部集を井筒屋なり橋屋なりが仕立てたのであれば、この『統七部集』と同様に無駄のない編集をしたはずで、このことも安永版が採算を重視する商業書肆の手に成ったものではないことを示しているよう。

重板処理

では、安永版小本がもともと江戸仕立ての重板であったとすると、その刊記に正板元の井筒屋・西村の名前が何故刻まれているのであ

ろうか。先に引用した『上組済帳標目』の安永三年の条には、この重板の一件は「板木並びに摺置きこれ有る本共」「残らず京都板元へ」没収するということが記された。板木・摺本没収というのは、重板事件が起きた時の言わば原則的な解決法である。が、原則通りに話が進むことは実は極めて稀であつたらしい。悪意のあるなしに関わらず、重板をこしらえた側は板木を仕立てるためにそれなりの経費をかけている。板木と摺本を没収されてしまえば、手許に残るのは損ばかりで、何かと理由を付けて板木を手放すまいとするのは人情としての自然であろう。一方正板元の方は、原則通りにことを運ぼうとすれば最終的には組合を通じて奉行所へ訴え出るしかない。そのためには時間と費用がかかるし、仮に勝訴したところで重板の板木を取り上げるのが関の山で、利益には結び付かない。そこで重板事件の最も現実的な処理法として一般化して行つたのが、重板としてこしらえた書物を相板（共同出版）にして売り出し、儲けをわかち合うというやり方であつた。重板をこしらえた側にすれば、儲けは半減するものの板木を没収されるよりはるかにましである。正板元としては、もともと正板の売れ行きに多少の影響は出るとはいえ、重板の身入りはいわば濡れ手で粟で、相板とするのは両者にとって最も現実的なやり方であつたと考えられる。この重板処理については『京阪書籍商史』などにも記すところがあるが、ひと口に相板と言ってもその様相は単純ではない。いま、『上組済帳標目』から安永三年以前の重板事件を拾いあげて、相板とする際の具体的な様相を整理してみることになろう。

「済帳」の記録は元禄七年から始まるが、その冒頭部の七例に重板処理の典型はほぼ尽くされているかに思われる。なお、漢数字は説明の便宜上、仮に付したものである。

一 武家重宝記

いせ屋七郎兵衛板行被致候処、長谷川藤兵衛方武用弁略に指構、長谷川より樽代銀式枚出させ、等分之相合にて出入相濟。

二 字尽重法記

秋田屋庄兵衛・同彦兵衛板行被致候処、村上勤兵衛合類節用指構、重法記三ツ割吉分村上渡、出入相濟候。

三 俗解鬯方

いせ屋九兵衛板行被致、回春^{板行被致}指構、段々出入^及、鬯方作者苗村丈伯より銀式枚被出候を、鬯方板元いせ屋九兵衛へ相渡、板木半分行事請取、回春板元一文字屋三郎右衛門へ渡、相板致、出入濟。

四 同書（俗解鬯方）

西村市郎右衛門方回春指南^{言冊指構}、永代毎年拾部、西村市郎右衛門へ板賃なし摺らせ被申候等取扱、出入相濟候。

五 年中重宝記

丁字屋半兵衛其外四人、都合五人相板、板行被致候処、大井七郎兵衛方日本歳時記^{構申付}、右相合に七郎兵衛相加、六人相板成、出入相濟申候。

六 杜律音注

井筒屋六兵衛^式人相板出来致、西村市郎右衛門板と又井上・藤田相合之板、右両板^{差構}、惣杜律板元相合^成、出入相濟申候。

七 西方要決首書

上村次郎右衛門板行被致、戸嶋惣兵衛方略注^{相構候付}、則相板^成、相濟申候。

事例三は、伊勢屋が出した『俗解鬯方』が一文字屋の『回春^{板行被致}』の重板と見なされ、出入りになったという一件である。この場合は重板書『鬯方』の「板木半分」を一文字屋へ渡し、かつ「相板」とすることで決着をしている。板木を分割所有しておけば重板元は勝手に出版は出来ないわけで、正板元としては最も安全確実な方法である。ここには引用しないが、元禄十四年から十五年にかけての条に見える『徒然集説』もこれと同じやり方をとる。事例一・五・六・七は、相板に収まったと言うのみで板木については触れない。ここに引用した『済帳』の記録はすべて同じ丁に収まり、同一人物の手によって書かれたものである。従って、個々の事例は具体的な事実に沿って描き分けられていると思われる、板木分割を言わないのはその事実がなかったと見てよい。最終的には版本に拠って確認しなければ断言出来ないが、事例一・五・六・七の場合は、おそらく板木は重板元に留め置き、刊記に正板元の名前も入れるという処置と考えられる。同様の記録が見える例として、次のものがあげられる。

享保十五年 紅爐反唾劄

同十九、二十年 年中行事大全

元文三年 正信偈隨意抄後篇

寛延元年 妙心寺章付懺法

宝暦九、十年 観音懺図解

事例二は板木を「三ツ割」としてその三分の一を正板元に渡したことをのみ言い、相板については記すところがない。この場合は正板元は実質的な権利だけを確保し、摺本の刊記には名前を出さなかったものと見える。同様の例としては、元禄十七年の条の『下掛小半切謄』がある。事例四は、やはり板木は分割せず、かつ刊記にも名前を入れないで、摺本のみを提供させるやり方で、元禄十四年から十五年にかけての条に出る『恩重経総抄』も同様の例である。かように一口に相板とは言ってもその様態はさまざまであるが、最も多いのが板木は重板元に留め置き、摺本刊記に正板元の名前を入れるというやり方であったことはほぼ確認出来るかと思う。もちろん正板元としては、事例三のやり方が最も望ましいのであろうが、それが可能なのも両者が同じ京の町に店を構えているからである。重板事件が江戸・京の間にわたるとなれば、自ずと方法は限られてくる。次に、江戸の『割印帳』の記録にあたってみよう。

宝暦二年三月二十四日の条に次の記録がある。

同（宝暦）元年神無月

誹諧家譜

巻付八十九丁

作者丈石 全二冊

板元 京野田藤八

売出し 西村源六

右之書、当地西村源六殿綾錦・差構候処、京都板元と相对候上、則西村源六殿相板・加り相对濟、其上奥書・名前入候付、割印遺。

京の野田藤八が出した『誹諧家譜』が、江戸西村源六刊『綾錦』の重板と見なされ、『家譜』を相板とし、刊記に西村源六の名前を入れることで落着した一件である。『誹諧家譜』の刊記に、京の野田藤八・金屋三郎兵衛・大坂の梁瀬伝兵衛と並んで江戸の西村源六の名前が出るのは、このためであった。なお、明和八年十一月の条には、江戸の須原屋市兵衛が出した『卓袱会席趣向帳』と「京都西村市郎右衛門所持之料理本」をめぐって出入りがあり、「趣向帳」の「奥書」に「市郎右衛門名前相加へ」て「内済」したことを記す。また安永二年三月の条には、江戸須原屋茂兵衛刊『料理伊呂波波丁』をめぐって同様の一件あり、「京都西村市郎右衛門名前彫入」て落着したという記録もある。『割印帳』の三例は、板木のありかについて記すところがない。が、江戸と京に板木を分割したとは考えにくい。『済帳』に最も多く見られた例に照らし合わせれば、重板事件が京・江戸間にわたる場合、重板の板木は重板元に留め置き、相板にして正板元の名前を刊記に入れるというやり方がとられたと見るのが自然であろう。

そこでもう一度『済帳』安永三年の小本七部集の記録を読み直してみると、これは板木と摺本を没収するというところで話がまとまったと言っているのであって、板木・摺本が京の板元に届いたという記述ではないことに気付く。江戸で富田によって仕立てられた小本七部集は、

最初は原則通りに板木・摺本没収ということでは話がまとまりかけたが、調整を経た上で慣例に従い正板元との相版となったと見るべきである。江戸の「割印帳」に板元を京の井筒屋とし、売出しを山崎として小本七部集が出てくるのは安永四年九月廿七日のこと。七部集の刊記「安永三年十一月」より約一年遅れていることは先に触れたが、この一年ほどは相板として落ち着くまでの調整期間であったと思われる。

次に、富田新兵衛はそもそもどういふつもりで小本七部集の出版を思い立ったのかという問題について述べておこう。次稿で取りあげる予定の文化再刻版の重板A・Cなどは、文化版の版本を用いて被彫りをし、かつ極力手間を省いたことが明白な、いわば儲けのみを意図した典型的な重板である。が、安永版は結果的に重板になったとはいえ、それらとは少し様子が異なる。先にも述べたように、富田は南畝の周辺にあつて洒落本などの出版などを引き受けていた人物で、書林仲間にも加わっていない。長澤氏は「本格的な出版業を目指していたと見て不自然ではない」とされるが、氏の意見は小本七部集を「既存書肆と提携して」出したという前提に立たれたもので、その前提が崩れれば必ずと話は違つて来る。富田新兵衛が、麒麟の角、実はさつまいもといった珍妙な見立てに興を遣る会を島田左内を扶けて催し、洒落た更紗表紙仕立てで『だから合の記』と題して出版したのは、小本七部集を編集したのと同じ安永三年のことであった。彼にとつて両書の編集が何ら違和感なく結び付いていることは、注意してよからう。その

後も、『甲斐新話』出版に際してはその書名をもじつて「新甲館」と称し、『評判茶臼云』では「湯銭八文字屋（ゆせんはちもんじや）」と、また「名とり酒」では「川口阿西房（かわぐちあめんぼう）」と洒落のめして、こじつけ・もじりを作者・読者と共に楽しむ姿勢に変わりはない。それは富田にとつて、本をこしらえることが道楽半分の仕業であることを示しているよう。小本七部集のことを御存知ないまま、「富田屋は、おそらく板元としての営業を主とする者ではあるまい。一過性の企画、狂歌師仲間などの近しい人間の戯れに時に手を貸して、板を誂える類の仕事がせいぜいであつたらう」（『鳶屋重三郎』）とされた鈴木俊幸氏の説の方がむしろ的を射ていると思われる。小本七部集の編集は、江戸での俳諧熱のたかまりを受けて、富田がふと思いついたというあたりが実状ではなかつたらうか。彼の近くには昔江のような俳諧好きがいたことも見逃せない。更に言えば、板下としてはいかにも整わない南畝の清書ぶり、それに商品としては無駄としか思われない各集冒頭部の余白のことなどを考え併せると、富田が南畝に清書を依頼した段階では出版の意図はなかつたのではないかとさえ思われる。いずれにせよ、富田には七部集の重板をこしらえて儲けようという悪意はさらさらなかつたと見てよい。序・跋を記した保己一と南畝が後の『七部大鑑』に揃つて序文を寄せ、全く悪びれるところがなにもそれらを仄めかすかの如くである。が、富田がふと思いついて仲間うちに配るぐらいのつもりでこしらえた小本七部集は、本屋仲間の常識から言えば、重板以外の何物でもなかつたのである。

では、江戸で小本七部集が出ていることを見付け、京の板元に知らせたのは誰であったのだろうか。一つ考えられるのは、西村市郎右衛門の線である。小本七部集の一件が記録される『済帳』安永三年の条の前後に、吉文字屋次郎兵衛こと春秋堂が出した重板「春の日」をめぐって、正板元の西村市郎右衛門と出入りがあったことが四箇所にわたって記されている。この件は最終的に、安永四年五月から九月迄の間に「誹諧春の日 江戸・京両板共、滞り無く売買通用の事」として決着を見るのであるが、このやりとりの間に小本七部集が網にかかって来たということは考えられる。そしてその場合、前引の明和八年『卓袱会席趣向帳』及び安永二年『料理伊呂波包丁』の重板処理に際して、「西村源六より申し出でられ候」「西村源六対談を以つて」と、西村源六が御当地江戸の重板元と西村市郎右衛門との調整役をつとめていることを思えば、『春の日』・小本七部集とも源六から市郎右衛門へという経路が想定されねばならない。

もう一つの可能性は山崎金兵衛である。「京阪書籍商史」には、安永三年三月に、山崎金兵衛は仙台表柳川屋庄兵衛が「女大宝箱」(大坂柏原屋清右衛門板)と「早引節用集」(大坂柏原屋与左衛門板)の重板を出したことをいち早く見咎め、大坂の両書肆が「私、数年来商売仕入店」である故をもって、「兩人に成代り」仙台藩江戸屋敷留守居役馬淵小右衛門にかけあい、わずか三ヶ月ほどの間に重板の板木破棄・摺本没収の処置をとらせた旨の文書が紹介されている。宝暦七年以来二十年近く数多くの上方面の売出しを任されて来た江戸の本

屋としては当然の対応であろうが、この例はそのまま小本七部集に置き換えて考えることも出来る。小本七部集に富田新兵衛と並んで名前が刻まれていること、江戸での売り出しを任されたことなどを考え併せると、富田がこしらえた小本七部集を見咎めて京の板元に知らせ、調整を買って出て相板に収めたのは山崎金兵衛であった可能性が高い。

以上要約すれば、安永版小本七部集は江戸で富田によって仕立てられ重板として京板元との間で出入りに及んだが、山崎が調整に入って相板となり、正板元である井筒屋と西村それに橘屋の名を入れて出版されることになったということになる。板木は、先にも述べたように江戸に留め置かれたと見るのが妥当で、おそらくは出版・販売に手馴れていた山崎あたりが印刷を受け持ち、摺本は何らかの約定に従って京の板元へも送られ、それぞれの地域で「売買通用」としたものと考えられる。先に見た安永版の二次にわたる入木修正は、江戸の重板元にはその必然は無く、京の板元の指示によって江戸の富田か山崎の所で行なわれたと見るべきであろう。

文化五年再刻京三軒版

概略

安永三年に仕立てられた小本七部集は、その後三十年余にわたって出版が続けられた。江戸の町の片隅で富田新兵衛の思いつきから生ま

れたこの書は、小本二冊という手軽さもあって、寛政五年の芭蕉百回忌を頂点とする芭蕉賛仰熱に支えられ大当り商品となったことは容易に想像出来る。それは富田はもとより、京の正板元でさえ予想し得なかつたことに違いない。その安永版小本には不思議なことに重板らしきものが見当たらないが、それは結果的に江戸京五軒相板となったことでそれぞれの地域に睨みがきいたからであつたと思われる。その小本七部集が文化五年頃に再刻されることになった。再刻の理由は板権の移動と、図版19に示すように判読にたえないほど板面が傷んでしまつたことによる。『おくのほそ道』の場合、元禄版・寛政版ともそれぞれ九十年近く同一の板木が使用されていることを思えば、安永版小本の三十余年というのはいかに短い。それには『おくのほそ道』とは比較にならぬ程板木の使用頻度が高かつたという事情も想像されるが、もともと手馴れた本屋によって仕立てられたものではなかつたという要因が大きいように思われる。文化再刻版の板木は橋屋の工房で作られたと考えられるが、こちらは五十年以上の使用に耐えているという事実もその推測を裏付ける。

では、後刷本によって文化五年再刻版の概略を示そう。図版10が表紙で、安永版と同じ布目地の浅葱色系のものを使うが、色あいは安永版よりは明るい。図版11が序文。図版12が「春の日」の冒頭部。図版13が跋文裏。図版14が巻末の蔵板目録・刊記である。目録には冒頭に「俳諧書籍目録 諸仙堂蔵板」として、半紙本「誹諧七部集」以下十七点の書物を並べ、奥に

安永三年甲午十一月発刻
文化五年戊辰十一月再刻

皇都書舖

野田 治兵衛

浦井徳右衛門

筒井 庄兵衛

と刊記を入れる。ちなみに、蔵板主である諸仙堂は浦井徳右衛門のことである。その目録一行目下部に見えるのは「諸仙堂」の朱印で、この文化再刻版にはこれを捺印した本が多い。同一の印文の朱印は、後の弘化四年にやはり諸仙堂から出版された横本「誹諧七部集」の刊記部にも認められ、その本の見返しに入れた板元の口上書に「近頃、七部集小本粉數偽板流布」しているのが「奥書・朱印等得と御改めの上、御求め下さるべく候」と言う。文化版の朱印も同趣旨によるものと思われ、文化版の発刊後続出する重板に頭を痛めた諸仙堂が、正板の証として捺したものと考えられる。なお、図版12の下部に見えるのは蔵書印で、もたらあつたものではない。以上の図版からはほぼおわかりいただけると思うが、文化版は巻末に目録を一丁添えた以外は安永版の版式をそのまま踏襲している。ただし、先にあげた図版7からも明らかのように、板下はすべて新たに整えられている。管見に入った文化再刻版を次の表3にあげよう。

このうち、*印を付したものは諸仙堂の朱印がある。家蔵本③以下は全て後刷本で、初版本は芭蕉本③と上巻のみの零本である家蔵本⑤の二点に留まる。収録順は「ハフヒサソ・スアイ」型と「ハフヒス

サ・ソアイ」型に分けられるが、初版本である芭蕉本③に倣えば、前者の型のものが早く出たと見てよい。芭蕉本③は後補題簽、よつて表紙は省き、**図版15・16**に跋文裏と目録・刊記を示す。初版・後刷とも序・本文の板木は同じであるが、**図版13**と**15**、**14**と**16**を見較べて見ればわかるように、後刷本では跋文の板木が改まり、蔵板目録も六点の書籍を追加して全体を影

り直してある。追加された六点の中に、文化六年正月の刊記を持つ「蕉村七部集」が見えるので、後刷本が出たのはそれより後ということになる。なお、本文を対校してみると、後刷本では誤字を正すという意識ではほぼ四百箇所にわたつて入木修正が施されているが、その詳細についてはここでは省略する。

この文化再刻版に関連して、次のような本があることにも触れておかねばならない。表紙は省略するが、**図版17**が跋文裏、**図版18**が蔵板

表3

	上巻	下巻
芭蕉本③	ハフヒサソ	ソアイ
家蔵本⑤	ハフヒサソ	欠
*家蔵本③	ハフヒサソ	ソアイ
*家蔵本⑥	ハフヒサソ	ソアイ
*綿屋本200・1	ハフヒサソ	ソアイ
家蔵本④	ハフヒサソ	欠
加藤本⑤	ハフヒサソ	欠
*家蔵本⑧	欠	ソアイ
*家蔵本①	ハフヒサソ	ソアイ
*家蔵本②	ハフヒサソ	ソアイ
*芭蕉本④	ハフヒサソ	ソアイ
芭蕉本⑤	ハフヒサソ	ソアイ
芭蕉本⑥	ハフヒサソ	ソアイ
雲英本④	ハフヒサソ	欠
雲英本⑦	欠	ソアイ
加藤本⑥	欠	ソアイ

目録・刊記である。この本は伝本少なく、管見に入ったのは次の四つのみ。

	上巻	下巻
家蔵本①	ハフヒサソ	ソアイ
綿屋本200・53	ハフヒサソ	ソアイ
家蔵本②	欠	ソアイ
雲英本⑥	欠	ソアイ

調べてみると、序・本文・跋文ともすべて安永版と同板であるが、ほぼ最終版とおぼしく、**図版17**の跋文及び**図版19**にあげた「炭俵」十六丁表からもわかるように、板木の磨耗が激しく判読が不可能なほどである。それに較べて蔵板目録一丁は極めて鮮明であるが、それもそのはず、これは文化再刻版の初版に添えられた目録と同一の板木よつて摺られたもの。ただ、刊記部分の「文化五年戊辰十一月再刻」の一行がこちらにはない。が、良く見てみると、一行目の「安永三年甲午十一月発刻」の左側に点々と見える彫り残しのような汚れは、印刷をする時に板木の「文化五年」の行に紙か何かをあてて写らないようにしたもの、隠し切れずにはみ出した部分であることがわかる。念のために、両書の該当部分を並べて**図版20**に原寸であげておく。つまり、この安永三年京三軒版とでも称すべき一本は、既に文化五年再刻版の初版が出来上がったあとで、傷みの激しい安永版の板木をわざわざ引つ張り出して来て印刷し、再刻版初版の目録一丁を添えて仕立てたということになる。「文化五年再刻」の一行を隠したのは、序・



図10 文化再刻版 表紙 (家蔵本②)

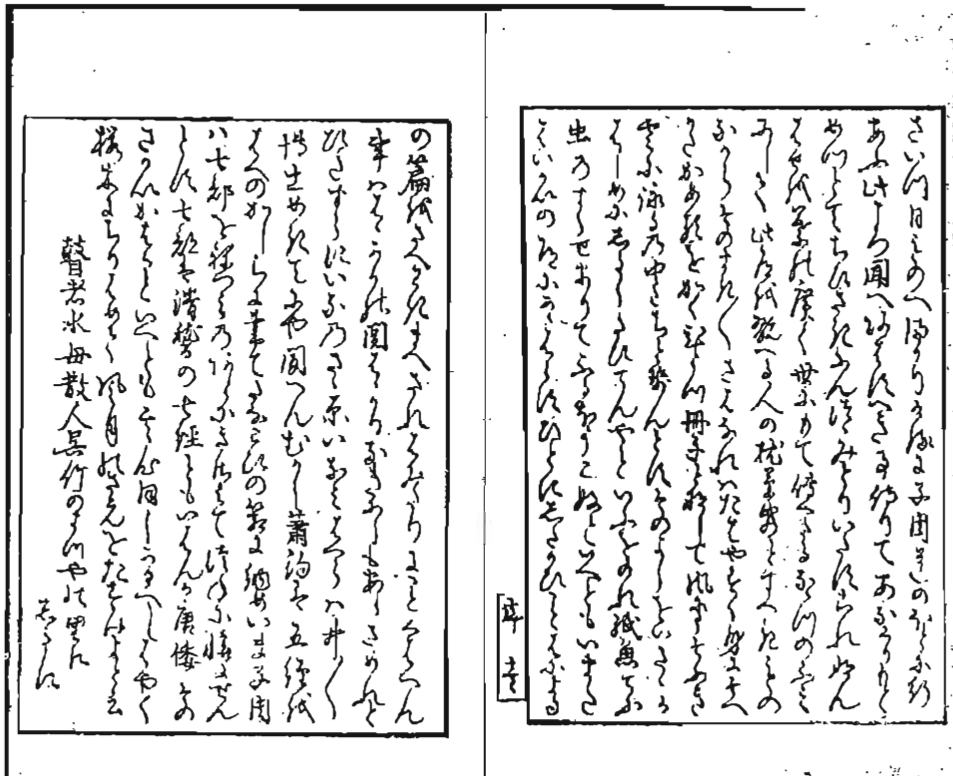


図11 序文 (家蔵本①)

安永三年甲午十月發刻
 安永三年甲午十月發刻
 文化五年戊辰十一月再刻

図20

大膳能人より
 長内乃以

図15 文化版初版本 跋文裏

<p>依諸書籍目録 諸仙堂藏板</p>	
<p>依諸七部集 <small>善の日記の目録 抄とて 依諸七部集 依諸七部集</small></p>	<p>依諸七部集 <small>依諸七部集 依諸七部集</small></p>
<p>同 陸七部集 <small>依諸七部集 依諸七部集</small></p>	<p>同 陸七部集 <small>依諸七部集 依諸七部集</small></p>
<p>同 天示抄 <small>依諸七部集 依諸七部集</small></p>	<p>同 天示抄 <small>依諸七部集 依諸七部集</small></p>
<p>芭蕉存稿与集 <small>依諸七部集 依諸七部集</small></p>	<p>芭蕉存稿与集 <small>依諸七部集 依諸七部集</small></p>
<p>奥の細江 <small>依諸七部集 依諸七部集</small></p>	<p>奥の細江 <small>依諸七部集 依諸七部集</small></p>
<p>善乃乃抄 <small>依諸七部集 依諸七部集</small></p>	<p>善乃乃抄 <small>依諸七部集 依諸七部集</small></p>
<p>華實光徳傳 十五冊</p>	<p>華實光徳傳 十五冊</p>
<p>新百集 一冊</p>	<p>新百集 一冊</p>
<p>安永三年甲午十月發刻 文化五年戊辰十一月再刻</p>	<p>皇都書館</p>
<p>野田治兵衛 浦井徳右衛門 筒井庄共衛</p>	<p>野田治兵衛 浦井徳右衛門 筒井庄共衛</p>

図16 文化版初版本 刊記・目録

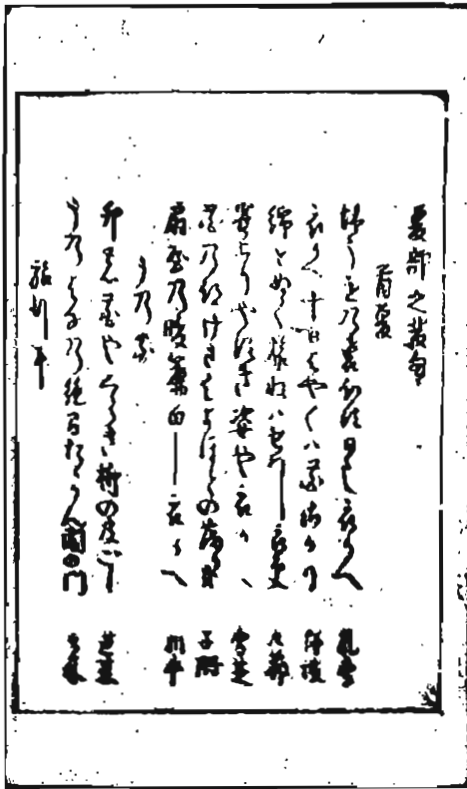


図19 炭俵 16丁裏 (家蔵本①)

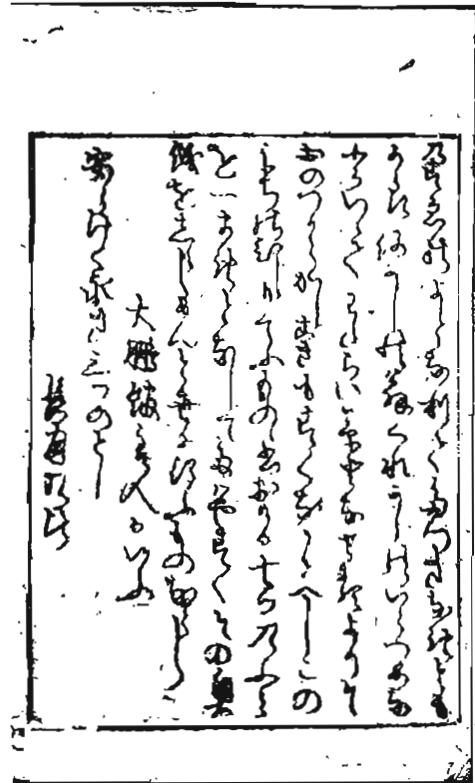


図17 跋文裏 (家蔵本①)

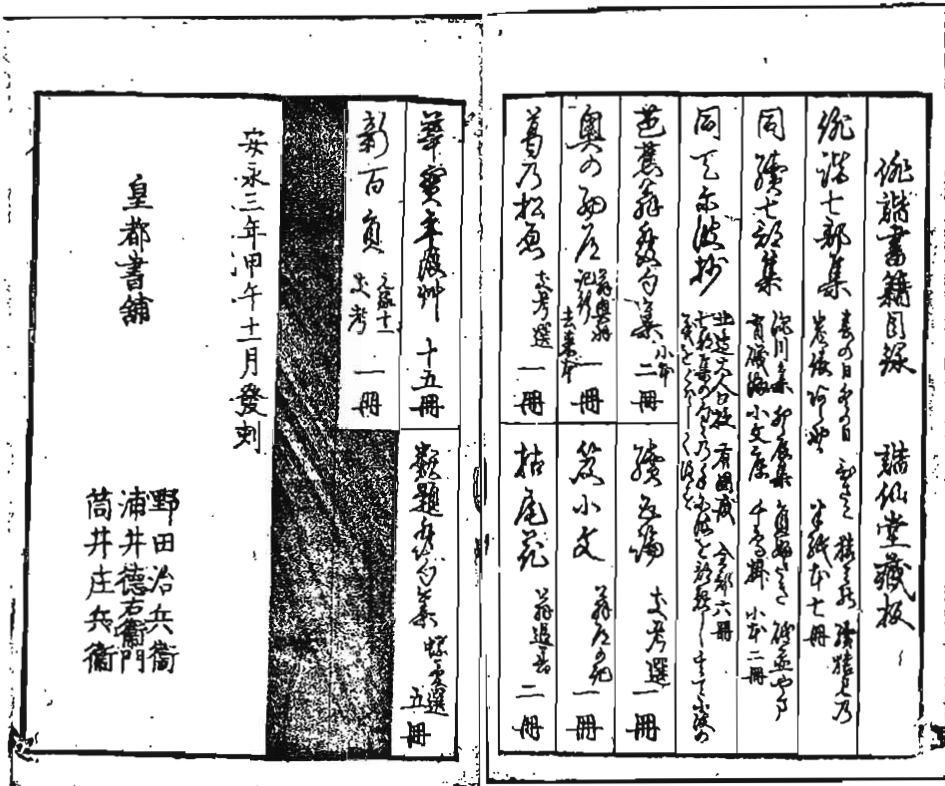


図18 刊記・目録 (家蔵本①)

跋・本文が安永版の板木を使用しているのだから、一応理屈はあっている。が、既に文化五年再刻版が出来上がっているのに、商品価値を失っている安永版を何故同時販売する必要があったのかという点に疑問が残る。これもまた板権に絡む問題が背後にあると思われるが、その点についてはまた後に述べることにしよう。なお、加藤定彦氏は「七部集の書誌」で安永版小本七部集に覆刻版があるとしておられるが、この本を見誤られたのではないかと思う。

板権移動

さて、文化再刻版出版には板権の移動という問題が複雑に絡んでいる。その最大の要点は、芭蕉関係の主要な書物について井筒屋が持っていた分の板権が諧仙堂こと浦井徳右衛門に移ったことで、小本七部集再刻の問題もその流れの中で考えねばならない。が、その前に安永版の相板元との関係を押さえておく必要がある。文化再刻版には安永版の相板元であった西村・富田・山崎の名前が見えないが、これは自然消滅的な色彩が濃い。西村市郎右衛門は天明五年頃に出版活動に終止符を打っていること、また江戸の富田新兵衛は享和三年に没していることは先に触れた。もう一人の山崎金兵衛は、「割印帳」の文化四年六月二十五日の条に大坂柏原屋清右衛門板「女大宝箱」の売出しとして名前が出るのを最後として消息を絶つ。ごく単純に考えれば、この三人は文化五年の段階で小本七部集という利権の圏外にあったということになり、文化再刻版に名前が見えないのは不思議ではない。

次に、井筒屋から浦井への板権移動について考えてみよう。図版16の文化再刻版初版本の目録によれば、浦井は少なくとも文化五年十一月には「俳諧七部集」「おくのほそ道」など芭蕉関係の主要な書物の板木を「蔵板」としていたことは明らかだが、七部集の板権を手にしたのはもう少し早かったようである。その手がかりとなるのは、この目録にも出る「俳諧てには抄」である。この書は有国、つまり浦井の著書で、半紙本六冊の大冊。内容は目録の広告文に言う如く、「七部集の句々のてにはを部類し、其てにはの義をくはしく注」したものである。文化三年十月の皆川淇園の序文、同年夏の有国の凡例を備え、刊記は図版21の通り。刊記部冒頭に「南台蔵梓」とあるが、複製本「眺望集」の中野莊次氏の解説によれば「南台」は有国の号である。この「てには抄」は七部集の中から発句・連句の付句を合せて、のべで千八百句ほどを引用している。七部集の総句数は三千四百八十二句であるから、引用句は約半分にあぶ。これは出版物の常識から言えば、重板・類板の誇りはまぬがれないところ。しかし、浦井はこの書が蔵板であることを明言して憚らない。更に注目すべきは、安永版小本・寛政再刻半紙本七部集に深く関わっていた野田治兵衛と、寛政再刻七部集に一枚かんでいた中川藤四郎の名前が刊記部に出ていることである。これらの事実は、浦井が七部集をある程度好きないように扱うことを橘屋らが認めていたこと、つまり「てには抄」編集時に七部集の主たる板権は既に浦井の手に移っていたことを意味する。そして、浦井が手に入れた板権はこの刊記部に名前を見せない井筒屋のものであつ

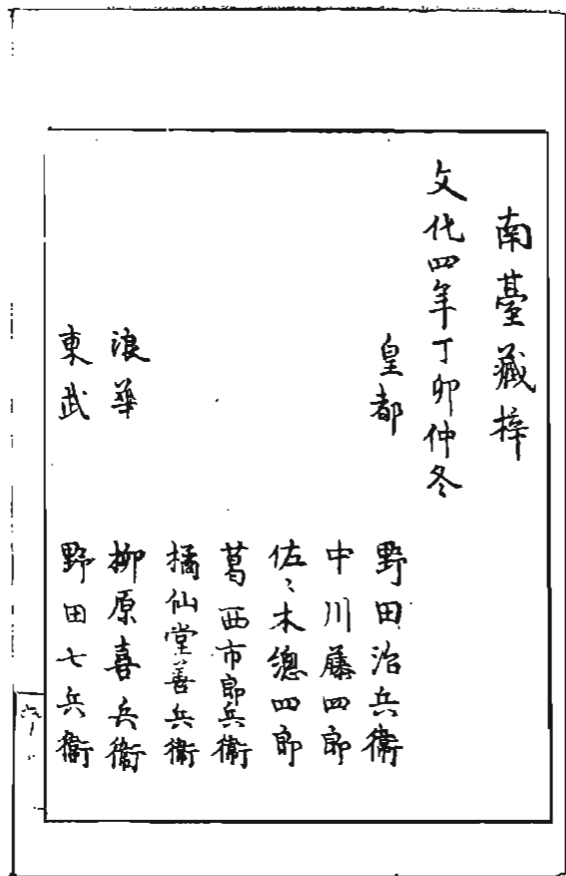


図21 「俳諧てには抄」刊記

たと考えるのが自然であろう。井筒屋が文化五年再刻の小本七部集以降出版活動を行なっていないことは従来指摘されて来たところである。しかし、その文化版七部集にも井筒屋は実質的に関わっていないかっただらしい。『京阪書籍商史』に次のような記述がある。

文化六年八月、京都行司小川多左衛門、銭屋惣兵衛が下阪、大坂行司に面接の上、大阪塩屋忠兵衛が出版した西国俳諧七部集は、京都野田治兵衛、上菱屋徳右衛門両人の俳諧七部集の重板の旨交渉があつたので、忠兵衛を召換して札問した所、無免許の書であることも露顕したので、絶板を申渡した。

著者薛田氏は重板事件を記録した大坂書林仲間（註）の文書を見てこれを書かれたのであろうが、その文書に文化版七部集の板元として、井筒屋の名前は無かったのである。江戸の『割印帳』文化六年十二月二十四日の条に、文化再刻版七部集の板元を野田治兵衛とするのもこれに符合する。文化五年の再刻を待つことなく、井筒屋は自分が持っていた分の七部集の板権を浦井に譲り出版界から身を引いたと考えられる。その時期は、「てには抄」の凡例が作られた文化三年の夏以前に溯るはずで、「おくのほそ道」など他の芭蕉関係の板権も、それと相前後して浦井の手に渡ったものと思われる。さて、この推測を踏まえて、もう一度図版14の文化再刻版小本七部集の後刷本の目録に目を通してみよう。この目録には、小本七部集を除く十七点の書物をあげて「諸仙堂藏板」とする。が、これらの板権が一切合切諸仙堂に属していたかという点、それは疑わしく、橘屋の板権との見分けが必要になつてくる。そこで、『てには抄』、それに事情のよくわからない『華実年浪艸』、『合類大節用集』、出版された形跡のない『芭蕉翁古郷伝』を除く十三点について、簡単に板権の流れを整理してみよう。この十三点は大概次の四種に分けられる。Iは、もともと井筒屋の単独版であつて、天明八年の京都大火で板木を焼失したあと橘屋の助けを借りて再刻され、井筒屋から浦井への板権譲渡後に橘屋・浦井・井筒屋三軒相板の形式で出版されたもので、これには「芭蕉翁

発句集』『奥の細道』『笈の小文』『枯尾花』がある。半紙本七部集もここに含めて考えてよい。Ⅱは、やはりもとは井筒屋単独版で、天明大火後に井筒屋が再刻し、板権譲渡後に橘屋・浦井・井筒屋相板形式をとる『葛の松原』『統五論』『新百韻』である。Ⅲは、天明大火前後に井筒屋・橘屋が新しく編集して出版した『類題発句集』『新類題発句集』『俳諧統七部集』である。Ⅳは、小本七部集の便乗本と目される『其角七部集』『蕪村七部集』で、この二点にはもともと橘屋の関わりがあった。これらの板権の流れをながめて見ると、橘屋の存在は無視することの出来ない重みを持っている。井筒屋の板権が浦井に譲渡された段階で、橘屋はⅠ・Ⅲ・Ⅳについてはかなりの部分の板権を留保したと見るべきであろう。もともと板権に関わった形跡のないⅡについても最終的に名前を出して来ること、それに橘屋を主板元として成立した『類題発句集』『新類題発句集』に浦井の名前が加わった本は見当らないことなども、橘屋の立場が決して弱いものではなかったことを物語っている。そもそも浦井徳右衛門は「刀剣の杷等に使用する組紐（纏繰） 商浦井家九代で、京大坂江戸に店を持つ巨商菱屋の名家」（『眺望集』解説）で、「てには抄』以前に出版を行なった形跡はない。つまり異業種からの新規参入者なのであって、芭蕉関係の板権は入手したものの、出版工房・販売網を持っていたとは思われない。その浦井に代って出版・販売が出来たのは、以前からの板権の絡みを持つ橘屋以外にはあり得なかった。文化再刻版の板元が江戸『割印帳』に橘屋と記録されていることは先に触れたが、『てには抄』

の板元も彼の名で記されている（ただし『割印帳』は「野田次郎兵衛」と誤る）ことも右の推測を裏付ける。安永版から文化版へ、そして井筒屋から浦井へと板権がめまぐるしく動く中で、橘屋は板権を留保し、かつ出版・販売を引き受けるという形で、「芭蕉」という利権の圏内にしっかりと踏み留まったのである。

では、小本七部集を含め、先にⅠⅡⅢとして分類した本に出版界から退いたはずの井筒屋が橘屋・浦井と並んで出るのは何故か。それは、『俳諧七部集』『奥の細道』などが井筒屋の商標として人々の間に定着していたからであろう。板権は入手したものの、それらを商品として滞りなく販売するために浦井も橘屋も、井筒屋の看板は外せなかったのである。

では次に、先に疑問として残した安永三年京三軒板とも称すべき一本について、けりをつけておこう。これは、安永版に文化再刻初版の目録を添えた形式の本であった。安永版の板木は江戸にあったはずで、文化五年当時にこの板木を預っていた可能性のある人物は山崎金兵衛しかあり得ない。浦井が井筒屋から板権を譲り受けたのが文化三年の夏以前、山崎が『割印帳』から消息を絶つのが文化四年六月、そして再刻本初版が出たのが文化五年十一月である。もしかして山崎は再刻本初版時まではまだ江戸の出版界にあったのではないだろうか。そうだとすると、彼は浦井が井筒屋から板権を譲り受けたあと、安永版の実績をもっていくばくかの板権を主張出来たはずである。浦井と橘屋は安永版の傷み具合は商品価値を既に失なっている見て、板権入

手を機に再刻を思い立つ。一方、山崎は手許にある安永版の板木を使つての販売を主張する。安永版が商品価値を保持出来る期間はどのみちそれほど長くないと判断した浦井と橋屋は、再刻本の目録を添えることを条件にそれを許したと考えると、この本の存在ははじめて理解出来るような気がする。が、それもほんの一時のこと。やがて江戸出版界から山崎がその姿を消し、小本七部集の板権は浦井と橋屋によってほぼ半世紀にわたり独占されることになった。その間、続出する重板に頭を痛めることも度々であったが、一方で小本七部集をはじめ芭蕉関係の主要な書物の板権を独占することによって得られた利益は莫大なものであつたと想像される。

文化五年京江戸五軒版

管見に入つたのは、家蔵本⑦の一本のみ。収録順は「ハフヒササ・ソアイ」である。上下とも題簽が失なわれているので、表紙は省き、蔵板目録・刊記の一丁のみを図版22に示す。序・本文・跋とも板木は文化再刻版のそれに同じ。ただし欠刻等が目立ち、文化再刻版より刷りは後になる。蔵板目録も文化再刻版と同一の板木だが、丁の裏三行目下段「芭蕉翁古郷伝」の所とそれより後の刊記部分を入木によって修正する。出版の時期については、浦井が「五一郎」の名前が出るどころに手掛かりを求めることが出来る。「眺望集」解説には、浦井が「五一郎」を名乗るようになったのは天保十年以後のこととする。が、

<p>依諸書籍目録 糖仙堂蔵板</p>	
<p>依諸七部集 <small>巻の初め目録と巻の終り</small> 五冊</p>	<p>同發七部集 <small>依諸七部集の目録と巻の終り</small> 五冊</p>
<p>其角七部集 <small>依諸七部集の目録と巻の終り</small> 五冊</p>	<p>蕪村七部集 <small>依諸七部集の目録と巻の終り</small> 五冊</p>
<p>芭蕉翁翁集 <small>依諸七部集の目録と巻の終り</small> 五冊</p>	<p>奥の細江 <small>依諸七部集の目録と巻の終り</small> 五冊</p>
<p>依諸七部集 <small>依諸七部集の目録と巻の終り</small> 五冊</p>	<p>新百頁 <small>依諸七部集の目録と巻の終り</small> 五冊</p>
<p>華雲亭集 <small>依諸七部集の目録と巻の終り</small> 五冊</p>	<p>眺望集 <small>依諸七部集の目録と巻の終り</small> 五冊</p>
<p>安永三年申午十月發刻 文化五年辰土月再刻</p>	<p>自都世目録</p>
<p>江戸書舗</p>	<p>須原屋茂斎</p>

図22 文化五年京江戸五軒版 刊記・目録

「済帳」によれば「天保三辰九月より同四年巳正月迄」の部に「菱屋徳右衛門」と見えたあと、「天保六未正月ヨリ五月迄」の部では「菱屋五一郎」と出て、以降はすべて五一郎として記録されている。これを振り所にすれば、この本は天保六年以降の出版ということになる。大きな変化としては、京の勝村治右衛門、江戸の須原屋茂兵衛が新たに加わっていることである。勝村が加わった理由はよくわからないが、江戸の本屋が入ったことは注意してよからう。文政・天保期は江戸表で小本七部集の重板が続出した時期であった。それはおそらく、文化再刻版が京のみの三軒版であったところに大きな理由がある。つまり、安永版と違って江戸表に腕みがきかなかったのである。統出する重板に業を煮やした京の板元が、監視役として江戸の本屋を加えることを考えたのではないだろうか。何故須原屋なのかという疑問は残るが、そのように考えると一応納得は行く。ちなみに、詳細については次稿に譲るが、弘化四年刊の横本「俳諧七部集」の刊記にもこの本と同じ顔ぶれが並んでいる。

安政四年江戸大坂九軒版

この本も伝本少なく、家蔵本と加藤本⑭が普見に入ったのみ。収録順はどちらも「ハフヒササ・ソアイ」である。図版23が題簽で、従来のものより幅が広く、書体の印象も少し異なる。図版24が新たに追加された花屋庵鼎左の序文。図版25の左側が下巻後表紙見返し貼付の刊

記である。先の京江戸五軒版の蔵板目録は外されている。新しい刊記には半紙本・小本・寸珍本・横本の七部集、それに続七部集の広告を出したあと、「安政四年巳三月改正」として、江戸二軒・大坂七軒の本屋の名前を並べる。鼎左の序文には「こたび改板の時至りて、書肆の需に応じ、いよいよ元本に照し諸抄にあはして、誤字・かんなの違ひを革むる」と言い、刊記に「改正」をうたって新板を装うが、水母散人序・本文・大鵬館跋とも文化版と同一板木で、新たに手を加えた形跡はない。半世紀近く七部集の主たる板権を握って来た浦井五一郎が七十九歳で没するのが、翌安政五年九月二日のことである。この刊記に浦井・橘屋の名が見えないことから考えて、浦井が没する数年前に板権が売りに出され、新しくそれを入手した本屋が相板で出したと見るべき本である。鼎左の序文が添えられていること、それに九軒のうち七軒が大坂の本屋であることからすれば、広告に出る七部集関係の板権は主に大坂方面へ流れ、この九軒版小本も大坂の本屋が中心になって出したと考へるべきであろう。江戸の須原屋は京江戸五軒版以来の関わりで絡んで



図23 安政版題簽

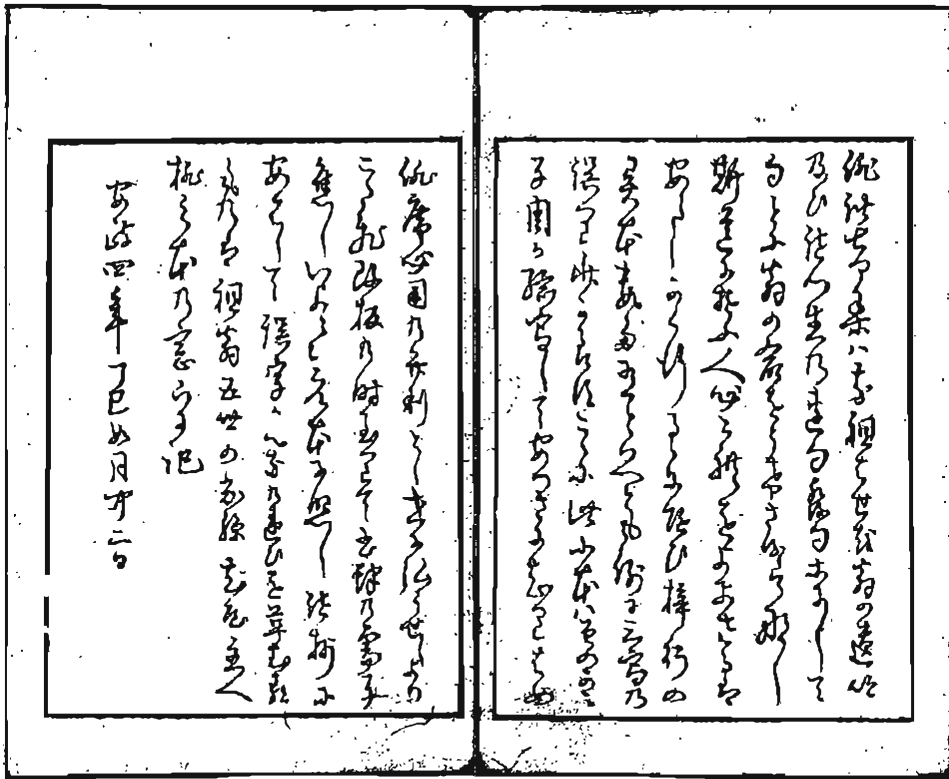


図24 安政版 序文

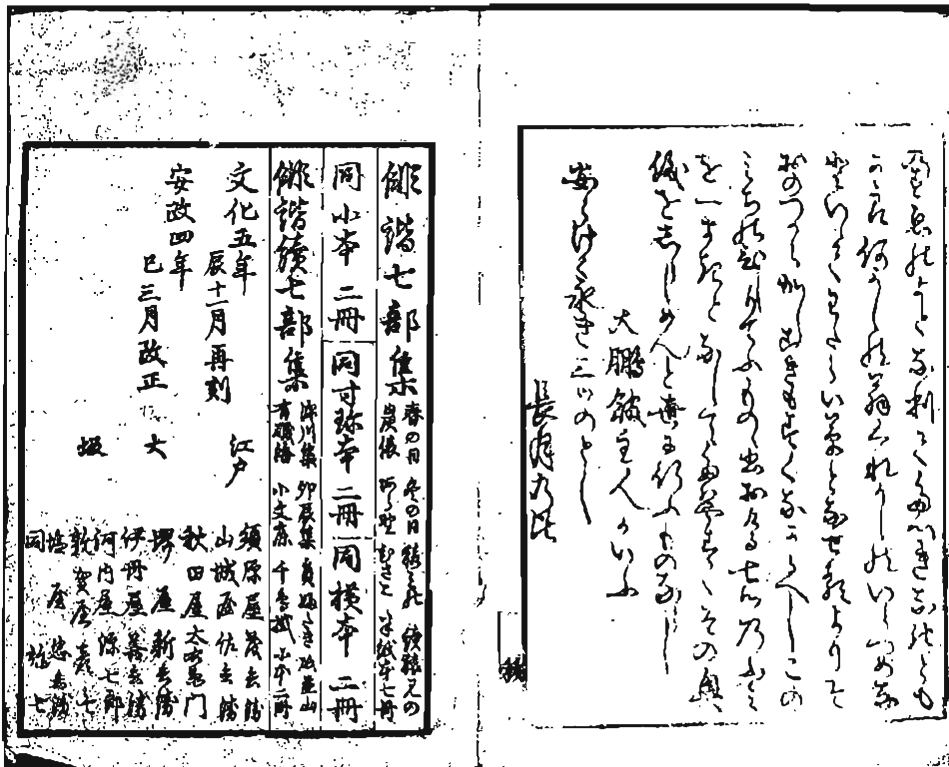


図25 安政版 刊記・跋文

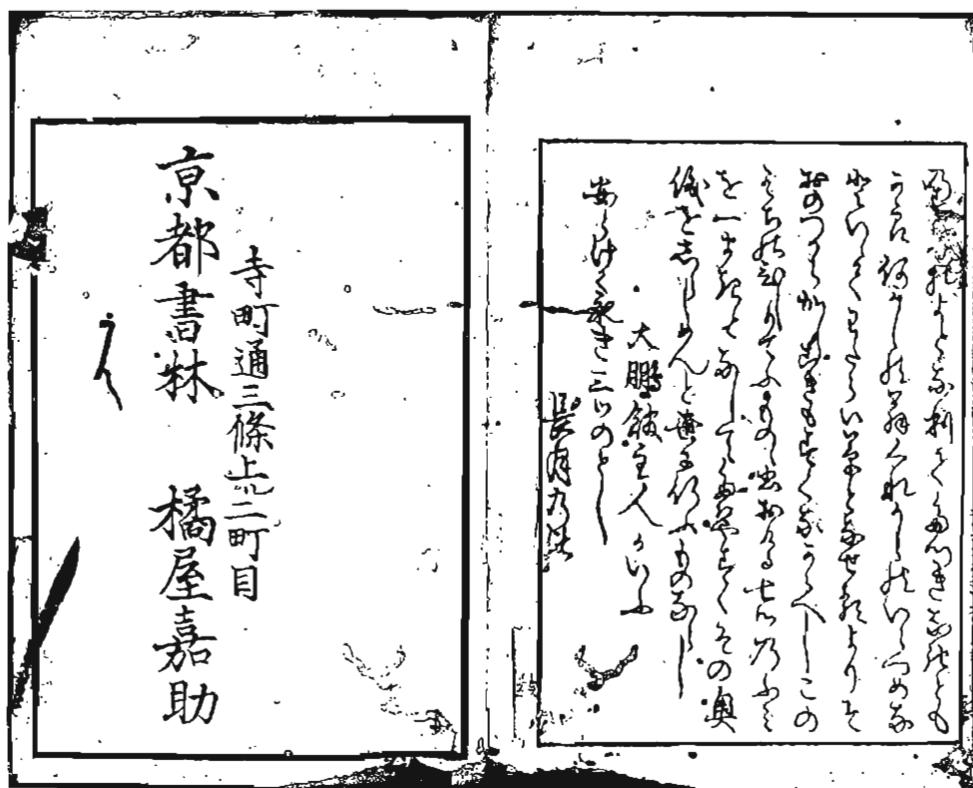


図26 小林本 刊記

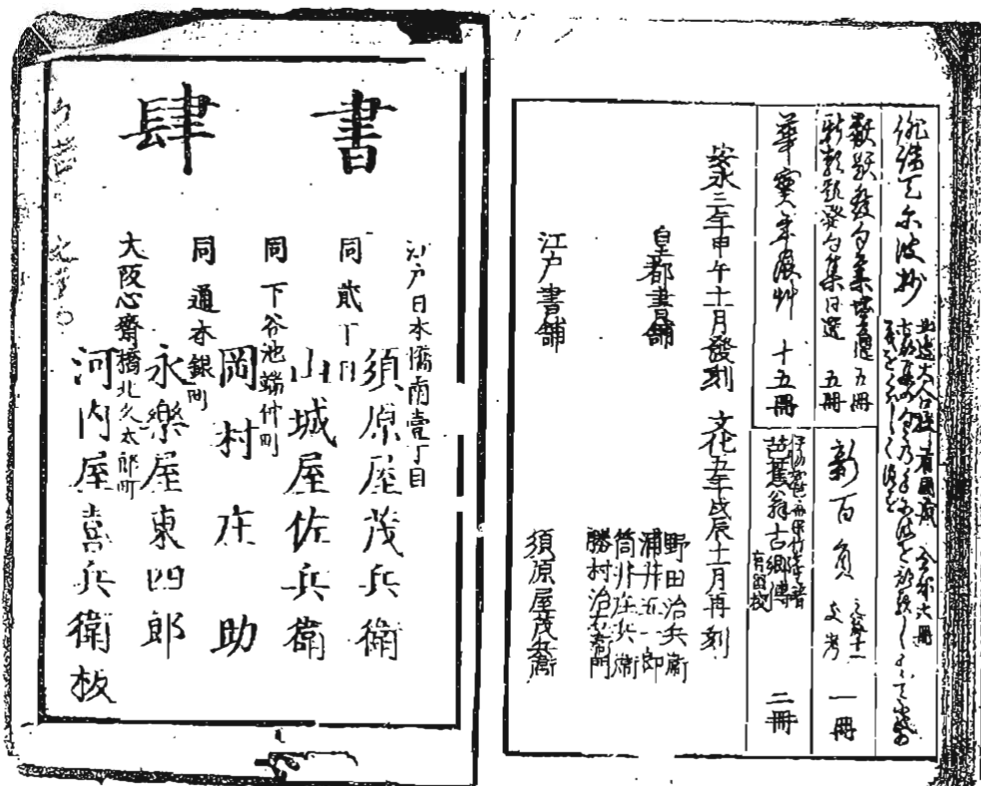


図27 酒竹本 刊記

いるのだと思われる。

この九軒版に関連して見ておくべきものに次の二本がある。うち一つは小林孔氏蔵の下巻のみの零本で、元題簽を欠き、収録順は「ソアイ」。図版26の左側が後表紙見返し貼付の刊記である。これもまた、京江戸五軒版の蔵板目録が外されていることから、浦井・橘屋治兵衛の手を離れた後の版であることは明らかで、板面の状態も九軒版に劣らず良くない。七部集関係の板権が大坂方面へ流れる中で、小本七部集の板権の一部は、治兵衛と同じ屋号を名乗る橘屋嘉助によって留保されていたことをこの本は教えてくれる。いま一つは東大酒竹文庫蔵本（酒竹1568）である。こちらにも元題簽を欠き、収録順は「ハフヒアイ・サソス」。この本には文化五年京江戸五軒版と同じ蔵板目録があり、かつ後表紙見返しに図版27の刊記が貼り付けてある。そこには江戸の須原屋茂兵衛他三軒と大坂河内屋喜兵衛の名前が並ぶ。須原屋はともかく、他の四軒は本来小本七部集には関わりがなく、浦井と橘屋が板権を握っている間にこのような本が出るはずがない。板面の荒れも九軒版・橘屋嘉助版に等しく、ほぼ同時期の刷りと思われる。この本はおそらく、板権が浦井と橘屋の手を離れたあと、江戸で須原屋が販売したものであろう。

以上要約すれば、浦井と橘屋が板権を手放した後、七部集関係の板権は主に大坂方面へ流れ、小本七部集は江戸大坂九軒版として売りに出されたが、同じ時期に刊記を異にして京・江戸で売られた本もあったということになる。この三本に名前が出る本屋は全部で十三軒。そ

れぞれの本屋がどのような割合で絡んでいたかは不明とする他ないか、多くの本屋が群がった結果、「芭蕉」という利権が痩せ細って行く様を見てとることが出来よう。

この稿は、平成十三年度日本近世文学会秋季大会（於・立命館大学）での研究発表の一部に手を加えたものである。学会発表に際し、御架蔵の小本七部集関係の資料を一括して御貸与の上、この度の論考を成すに際しても使用を御快諾下さった雲英末雄氏・加藤定彦氏に心より御礼を申し上げたい。また、長澤和彦氏の御論考は、研究発表時に正体の揃めなかつた富田新兵衛につき実に折良く照明をあてていただいたもので、学恩に感謝する次第である。

（平成十四年九月二十七日記）

“Bashō” as a Concession

Kazuaki NAGAI

In this article the author will analyze a booklet *Haikai-shichibu-shū*. As a result, it will be demonstrated that in the *Edo* period the publishers became to regard “Bashō” an one of their important concessions.